

トマス・アキナスに基づく  
私的所有権の再解釈と若干の帰結 抄録

Re-interpretation of Thomas Aquinas'  
the Right to Private Property and Some of Its Consequences - abridged -

西山俊彦  
Toshihiko Nishiyama

1992年3月

英知大学キリスト教文化研究所

紀 要

第7巻 第1号

私的所有権は「市民社会および近代国家の基礎であり、したがって、私的所有権の保障は近代市民国家存立の重要な目的の一つである。」<sup>(1)</sup> 私的所有制度は、市場経済制度とともに、資本主義体制の成立要件とみなされ、<sup>(2)</sup> フランス革命をはじめ諸人権宣言において「基本的人権」の一つと規定されてきたが、それは「特定人間主体による特定事物の独占排他的支配権」<sup>(3)</sup> を意味している。なぜ基本的人権なのか、なぜ独占排他的なのかを裏付ける根拠にその妥当性は依存するが、私的所有権が何らかの形で「人間本性」に由来するとされるところに普遍妥当性の根拠があると一様に主張され、前稿において、<sup>(4)</sup> 「(内在的)本性」説の例としてJ・ロックの、「(外在的・社会的)本性」説の例としてA・トマスの論証を吟味し、それらが既得権益を擁護し正当化するものではあっても、普遍妥当性を立証するものではないとの結論を得た。独占排他的な権利が普遍妥当性を得られないことは、多元的帰属関係を一元的に還元する論理自体に起因する制約であり、また、人間本性に起因する権利には所有権以外により基本的なものがあるからである。特定関連にだけ独占的な帰属関係を許容すれば、諸他関連を否定排除することを結果し、例えばトマスの場合、有神論的本性論が有する諸他価値規範を有名無実のものとしてしまう。ところで私的所有権が普遍妥当性を確立するということは、事物が成立しているあらゆる帰属関係を充足することであるので、実際そのような関連規範を充足する可能性があるや否やが焦点となる。本小論では、第一章で事実の多元的規定論の骨子を提示して、独占的帰属が普遍化され得る理論的可能性を確認した上で、第二章でトマスの私的所有権の伝統的解釈に代わる普遍妥当的再解釈を提示し、それがトマスの原典のより整合的な理解と、現代社会を再構築するための原理と、なり得ることを示したく思う。

## 第一章 事実規定論の骨子と適用

魚が水中を意識しているだろうか。地球物理学者が地球の自転を自覚しているだろうか。我々も日常生活に安住する限り、事物の独占排他的支配権に疑義を挟むことは稀である。物象化 *Verdinglichung* と虚偽意識 *falsches Bewusstsein* <sup>(5)</sup> による独占支配を維持するために、国内的には治安力を、国際的には武装兵力を必要としているところに、大変な強制力が働いていることは明瞭である。私的所有権の基本的性格を理解するために、第一節では事実の多元的帰属関係を確認し、第二節では人間本性の価値序列的理解の仕方を提示する。

## 第一節 多元的事実規定

ここでは、あらゆる事実はあらゆる規定関係の産物であることを明記して、独占排他的帰属関係が偶有的事実 Contingent Artifact にすぎないことを指摘する。

「世界は物 Ding の総体ではなく事実 Tatsache の総体である。」<sup>(6)</sup>「富士山」も「平和学会」も第三者的客体 Ding an sich ではなく、人間規定主体の規定 definition, Bestimmung のなせる所業、との見解は、社会科学的にもほぼ「自明の理」とみなされるようになった。<sup>(7)</sup> 事実規定は、枠組み次元、規定主体、個別単位、の三要因に成立し、従って「事実」とは「一定の規範的枠組みに <sup>アイデンティファイ</sup>同定される特性機能が、単位個体視 individualized され、実体視 substantialized された状態」<sup>(8)</sup>のことである。少なくとも規定主体の数に規定枠組の数を乗じただけの、即ち、規定関係の数と同じだけの事実が成立している筈であるが、支配的価値規範的作用による物象化によって、個体化、実体化された顕在的事実だけが「事実」として意識されることになる。換言すれば、規定関係の数と同数は規定されている物象化以前の事実も、これらはただ、潜在的事実に留まっているというだけあって、事実として規定されていない訳ではないことは重々留意されねばならない。

多元的事実規定をその主体関連性にみたのが多元的帰属関係である。「一定の原因からは無限の結果が生じており、一定の結果には無限の原因が絡んでいる」<sup>(9)</sup>のであれば、このような関連性を二変数間の因果関係とか、特定変数間だけの排他的帰属関係に還元することは非合理、非現実的であって、条件、状況、環境とみなされてきた要因をも含めて、あらゆる要因があらゆる要因と関連していることは明らかであって、この世界に相互に帰属関係のないものは一物たりとも存在しないこととなる。稲穂にしろ、杉林にしろ、大建築にしろ、「わたしは植え、アポロは水をやりました。しかし、成長させてくださったのは神御自身です。」<sup>(10)</sup>という、多元的枠組 Multipharious Frame of Definition に成立している事実だけが、現実的であり、客観的である。

これに反し、近代科学の意図した世界は何と浅薄狭隘なものだったろう。一原因だけを選択して他を捨象し、一結果だけを残して他を切捨てて憚らない一元的還元主義は牽強附会でしかなく、そこでは、科学とは非科学性のこと、合理性とは非合理性のこと、啓蒙とは蒙昧そのもの、となっている。独占排他的支配権を許容する私的所有権もほぼ同種メカニズムの上に成立する 家屋は最終支払者、特許は最終登録者、領土（含各種資源）は最終征服者（の国家）に帰属するというように。事実の成立に関係するあらゆる規定関係を切棄てて、唯特定の一個人にだけ全便益の独占を許すことが、全規定主体を充足するものでないことは明白である。事実の帰属の確定は社会的営為の前提であって、そのためには何らかのルールが必要ではあるが、そのルールが幾許かなりとも合理的でも客観的でもないとすれば、不条理と強制は避けられず、そこには警察と軍隊という合法的暴力が不可欠となる。日常性の秩序が外見上保たれていることと、あらゆる規定主体に妥当する普遍妥当的帰属関係が成立しているのとは、事実規定の内実は丸で違う。以上の説明によって、普遍妥当的私的所有権の論証の第一歩が普遍妥当的帰属関係の解明とそのためのルールの定立にあることが了解されるであろう。

## 第二節 人格の定義に基づく基本的価値序列

本稿前編<sup>(11)</sup>では、私的所有権に何らかの必然性 *Notwendigkeit* があるとすれば、それは事物と人間主体間の必然性ではなく、人間主体の何らかの必然性にあり得るのみであることを確認した。人間主体の権利能力 *Rechtsfähigkeit* という人間主体の自己規定、あるいは、権利能力の自己付与の想定にすぎないが、稀少性の支配する世界においては、人間主体と事物の関係は、人間主体と人間主体との関係となることから、<sup>(12)</sup> 所有権が人間本性の価値序列にいかなる位置を占めているかを確認することが肝要となる。

価値序列を欠いた社会は弱肉強食の世界であって、権利も秩序も成立しない。価値序列には原理基準が先行するが、いかなる権利もそれが人間主体に本来的性質 = 本質(本性)的とされるところに必然性、妥当性の根拠が求められるところから、ポエチウスの人格の定義を暫定的基準とした。<sup>(13)</sup> 以下がその骨子である。

表〔1〕 人間本性(人格性)の位相的理解

### A. 本質的本性 *Essentialis*

絶対的価値 霊的・精神的生命

聖	絶対者との関わり	霊 的		
真	真理学問	精神的		
美	芸術	"	+ 具象的	
善	道徳	"	+ "	+ 行為的

相対的価値 身体的・肉体的生命

生 存 権

### B. 表現的本性 *Expressio Concreta et Conditionata*

絶対的価値

信教の自由  
 思想及び良心の自由  
 知る権利  
 学問研究の自由  
 表現の自由

相対的価値 手段的・派生的

生 活 権 文化的生活権  
 市 民 権 住居移転・職業選択の自由・婚姻の自由  
 集 団 結 社 の 自 由  
 労 働 権 勤労権 団結権 団体交渉権 争議権  
 福 祉 権 最低生活権 文化的生活権  
 教 育 権 義務教育享受権 学習権  
 所 有 権 財産所有権 契約取引の自由  
 参 加 権 参政権 選挙被選挙権 地方自治権  
 環 境 権 健康権 分化的生活権  
 平 和 権 <sup>1)</sup>

1) 表現的・相対的権利としてのそれと、人間本性の全的充足を意味するそれは、当然区別されねばならない。

表〔1〕に掲げたのは、人間本性を「本質的 - 表現的」「絶対的 - 相対的」という二軸に位置づけた基本的権利の位相的理解である。「本質的 Essentialis」とは人間存在の本質を規定するもの、それなくしては *sine qua non* 人格の尊厳が全面的に否定される当然の権利、諸拘束「からの自由」権、を内容としているのに対し、「表現的 Expressionalis」とは歴史社会的変化発展に伴って本性的とされ行く、肯定積極的「への自由」権を内容としている。権利能力の主体は「人格を有する人」、即ち、「人としての生命を有する人間」<sup>(14)</sup>のことであれば、「生命」は人間存在に「本質的」なものであるが、なかでも、「人格」としての人間存在を規定する霊的生命、精神的生命<sup>(15)</sup>は「絶対的」本性である。身体的生命、肉体的生命、即ち、身体的隷属、拘束、暴力、等から解放されていること、及び、生存に不可欠な物資の欠乏からの自由、も人間存在に本質的な本性である。しかしこれらが「相対的」である理由は、或いは殉教のように絶対的生命を生き抜くために、或いは兵役のように国民の生命を護る共通善のために、時として、従属的地位に置かれ得るからである。

「表現的本性」は「本質的本性」を歴史社会的諸条件の成熟に伴って個別化具体化するものであって、同じく「絶対的」と「相対的」の二様に区分される。例えば、良心、信教、学問、のような価値は精神的拘束「からの自由」を内容とする、それなくしては人格の尊厳が否定される「絶対的」本性であり、所有、団結、等への権利は、時として制限を受ける「相対的」権利であるが、これは相対的本性が絶対的本性充足への手段的、派生補完的本性であるからである。価値序列としては、「本質的」価値が「表現的」価値に、「絶対的」価値が「相対的」価値に優位することはほぼ自明のところであるが、「本質的・相対的」価値である「生存権」と「表現的・絶対的」価値である、例えば、「学問研究の自由」とが対立した場合、どのように解決できるのだろうか。ここで想起しなければならないのは、「本質的」本性とはそれが否定されれば人格の尊厳が全面的に否定されるものであったのに対し、「表現的」本性は社会的発展成熟に伴って不可欠となる個別的社會権の理拠であった。確かに「生存権」は身体的本性に係わり相対的であるのに対し、「学問研究の自由」は精神的本性に係わり絶対的ではある。しかし両者が対立侵害し合う場合、それなくしては人間存在が全面的に成立しない「生存権」、即ち、通時代的権利の方が、社会的成熟に伴って本性的となる権利に、一言で言えば「本質的権利」が「表現的権利」に勝ることは了解されるであろう。

人間本性の価値論的序列規定が不可欠であるのは、人間本性も事実の一つとして多元的規定に服しているからである。これが明らかになった今、「生存権」「所有権」「使用权」が価値序列の階統にいかなる位置を占めるかを確認しなければならない。「生存権」が「本質的本性」に「相対的」に係わり「所有権」が「表現的本性」にやはり「相対的」に係わっていること故、「生存権」が「所有権」に先行することは自明である。<sup>(16)</sup> それでは「使用权」はどこに位置づけられるであろうか。「使用权」は従属的な権利であって他の権利から独立したものではなく、また、「何のために」使用されるかに基づいて、「生存権」に対応する「使用权」もあれば、「所有権」に派生する「使用权」も存在する。前者に対応する使用权は「絶対的」であり、後者に対応する使用权は「相対的」であって、<sup>(17)</sup> 前者が後者に先行し、同じ使用权とはいえその差異は甚大である。このように使用权が多義的であるとすると、これを一義的に理解したトマスの所有権理論についての「伝統的解釈」が整合性を欠いているのは当然となる。使用权が一義的に解釈されるべきか多義的に解釈されるべきかは、そのもたらす帰結の整合性にかかり、これが再解釈を提示する理由であるが、それに先立って事実規定論に則って所有権とはいかなる帰属関係を指しているかを書留めておき

たい。

第一章で先ず、あらゆる事物は多元的事実規定の産物であることを明記した。これはあらゆる事実はあらゆる要素が関係する規定関係において、相互関連、相互帰属関係にあることを意味していた。ところで、私的所有関係とは、これら普遍的規定、帰属関係の中の特定のものに対して独占的支配権を認めるものであり、これは、当該特定関係以外の規定関係を否定排除することを結果する。繰返していえば、もしも事実規定論が正しいとすれば、そのような独占排他的支配権の容認は必然的に普遍妥当性を欠くもの、即ち、偶有的 contingent な規定とならざるを得ない。これは次の論理的要請を必然化する 私的所有権がもしも普遍妥当性を獲得しようとするならば、本来その事物が有していた規定関係をことごとく回復することによってでしかないことを。ただし、所有権が、他の全ての権利能力と同じように、人間主体の自己規定性の然らしめるものであるとすれば、普遍妥当性は人間主体間における規定関係の回復をもって可とされ得るものであり、それには価値序列を踏まえた人間本性の例外なき充足を、即ち、基本的人権の普遍的充足を第一義的要件としなければならないことである。このような可能性がトマスの原典に認められるか否かが、次に検討する再解釈への試みである。

## 第二章 私的所有権の再解釈とその帰結

先に、<sup>(11)</sup> トマスの私的所有権についての伝統的解釈には諸価値規範間に整合性が保持されず、私的所有権が事実として絶対化される結果、「神の絶対主権」も「全人類構成員の私的所有権」もお題目にならざるを得ないことを論証した。特に最々近の回勅『チェンテシムス・アンヌス』(1991)にも公式見解として登場する「私有共用」論は矛盾概念にすぎないと断定したが、「使用权」を「生存権」の求めるものと「所有権」が付与するものとに二分すれば、「共用使用」論として整合性を回復でき、トマスの原典も矛盾背理とならなくなる。以下にその可能性を検討するのであるが、事物の帰属関係の整合性には、全人間主体にマクロ的に係わる要件と、人間本性の価値序列にミクロ的に係わる要件が充足されねばならぬことは、第一章で指摘した通りである。

### 第一節 テキスト再読

#### A. 「神の絶対主権」

「神はすべてのものに対して主要的な支配権を有する」(A3)

神の絶対主権は、有神論的本性論にとって、最も中心的価値規範であるが、それが信念であるところから遵守如何は不可知なものであり、操作的にこれを知り得るのは、全被造物がその本性を充足し、権利能力の主体としての全人間主体が全本性を充足しているか否か、即ち、次に掲げる B・C・D の全規定主体における充足如何にそれを確認できるばかりである。<sup>(18)(19)</sup>

表〔2〕 A.トマスにおける事物の4基本的帰属関係

A . 神の絶対主権	B . 全人類の万物共有権
<p>1 . 「詩編 23 にあるごとく、すべての被造物にたいする支配権 <i>dominium</i> は本来的に神に属する。」( S.Th. - , q.66, art. 1 . Ad. 1, 異 )</p> <p>2 . 「外的な物財の自然本性 <i>natura</i> は人間の機能 <i>potestas</i> の下にでなく、ただ神的権能の下にあり、万物は神的権能にその命令のままに <i>ad nutum</i> 服従するのである。」( - , q.66, art. 1, resp.,主 )</p> <p>3 . 「神はすべてのものにたいして主要的な支配権 <i>dominium principale</i> を有する。」( - , q.66, art. 1 . Ad. 1, 解 )</p> <p>( 註 )  <b>Objectio Arg.(videtur quod)</b> 異論 : 異  <b>Contra Arg.(sed contra)</b> 反対異論 : 反  <b>Corpus Arg., Responsus principalis</b>  <b>(respondeo dicendum quod)</b> 主文 : 主  <b>Solutio Arg.(ad primum ergo dicendum quod)</b> 異論解答 : 解</p>	<p>1 . 「或る事柄がその無条件的に考察された本質に即して、自然本性的に他者に対して相応する無条件的な考察 <i>consideratio absoluta</i> の場合、財産の私有 <i>proprietas possessionum</i> には相応性 <i>commensuratio</i> も適合性 <i>adaequatio</i> もない。というのも、もし或る一定の耕地が無条件に考察されるならば、あの人間よりもむしろこの人間に属すべき根拠は何も含んでいないからである。」( - , q.57. art. 3, resp., 主 )</p> <p>2 . 「自然的正によればすべてのものは共有的 <i>communia</i> である。」( - , q.66, art.2, ad.1, 異 )</p> <p>3 . 「もし或る一定の耕地が無条件に考察されるならば、あの人間よりもむしろこの人間に属すべき根拠は何もふくんでいない。しかし、( その同じ耕地が ) 耕作の便宜とか耕地の平和的な利用といった観点から考察されれば、その場合には他の人間ではなくこの人間のものであることを根拠づけるところの、何らかの相応性を有する」( - , q.57, art.3, resp., 主 )</p> <p>4 . 「物財の共有性 <i>communitas rerum</i> が自然的正・自然法 <i>jus naturale</i> に帰せられるのは、自然法がすべての物財は共有的に所有すべきであって、何ひとつ固有のものとして所有すべきではない、と命令するからではない。」( - , q.66, art.2, ad. 1, 解 )</p> <p>5 . 「他の人々が共有的な財 <i>bona</i> を取得しようとする道をふさぐことは許されない。それゆえに、何らかの共有的物財 <i>res communis</i> を自分に固有のものとするのは許されない。」( - , q.66, art.2, ad. 2, 異 )</p> <p>6 . 「外的物財の使用 <i>usus</i> に関しては人は外的物財を固有のものとしてではなく、共有的なものとして取りあつかうべきである。すなわち、誰でもそれらのものを快く他の人々の緊急事態 <i>necessitas</i>( を助けるため ) に分与する、というふうに。」( - , q.66, art.2, resp., 主 )</p> <p>7 . 「金持ちが当初は共有物であった物財をさきに占有した上で、それを他の人々に分与したならば、不当なことをしたとはいえない。これに対して、他の人々が当の物財を使用することを無分別に <i>indiscrete</i> 妨げたならば罪を犯すことになる。」( - , q.66, art.2, ad.2., 解 )</p>

C . 領主権	D . 私的所有権
<p>1. "Sicut ergo omne ens ab ente promo dependet. quod est prima causa, ita et omne dominium creaturae a Deo sicut a primo dominante et primo ente." (De Regimine Principum, Lib. III. Cap. I)</p> <p>2. "Si liberorum multitudo a regente ad bonum commune multitudinis ordinetur. erit regimen rectum et justum. quale convenit liberis." (D.R.P., Lib. I, Cap. I)</p> <p>3. "Si vero justum regimen ad unum tantum pertineat, ille proprie rex vocatur." (D.R.P., Lib. I, Cap. I)</p> <p>4. "Rex est qui unius multitudinem civitatis vel provinciae, et propter bonum commune, regit." (D.R.P., Lib. I, Cap. I)</p> <p>5. "Minister enim pro suo miniaterio praemium expectat a domino ; rex autem. populum gubernando. minister Dei est." (D.R.P., Lib. I, Cap. VIII)</p> <p>6. "Beatitudo autem ast hominis finalis perfectio, et bonum completum. ad quod omnes pervenire desiderant ; nihil igitur terrenum est quod hominem possit beatum facere ; nec igitur terrenum aliquod est praemium regis sufficiens." (D.R.P., Lib. I, Cap. VIII)</p>	<p>1 .「それゆえに、物財の所有は人間にとって自然本性的ではない。」( - , q.66, art.1, ad.1., 異)</p> <p>2 .「それゆえに、人間は外的な財 bona を自然本性的に所有するのではない。」( - , q.66, art.1, ad.2., 異)</p> <p>3 .「人間は外的な財 bona を自分がそれを主要的に principailter 所有しているかのように見なすことはできない。」( - , q.66, art.1, 解)</p> <p>4 .「それゆえに、外的な物財の所有は人間にとって自然的であるのではない。」( - , q.66, art.3, ad.3., 異)</p> <p>5 .「ところで、何かを固有のものとして所有すること possessio-num proprietatis は、こうした共有ということ communitas にたいして反対・対立的である。それゆえに、何らかの外的な物財を自分に固有のものとすること appropriare は何人にも許されない。」( - , q.66, art.2, ad.1., 異)</p> <p>6 .「当の物財の使用 usus に関しては、人間は外的な物財にたいして自然本性的な支配権 naturale dominium を有する。」( - , q.66, art.1, resp., 主)</p> <p>7 .「他の諸々の被造物にたいする自然本性的な支配権は、人間の創造それ自体において明示されている。」( - , q.66, art.1, resp., 主)</p> <p>8 .「このゆえに、人間は物財にたいして、それらを使用する権能 potestas utendi に関して、自然本性的な支配権を有する。」( - , q.66, art.1, ad.1., 解)</p> <p>9 .「外的物財を取得し分配する権能 potestas procurandi et dispensandi に関しては、人間が固有のものを所有することは正当 licitum である。それだけではなく、次の三つの理由からして人間生活のために必要不可欠 necessarium でもある。」( - , q.66, art.2, resp., 主)</p> <p>10 .「アンブロシウスが『何びとも共有的なものを自分に固有のものと言ってはならない』とのべたとき、かれは使用にかかわるかぎりの固有性 proprietatis について語っているのである。それゆえに、かれは次のように付言している。『分を過ぎて浪費されたものは、暴力的に奪ったものである。』」( - , q.66, art.2, ad.3., 解)</p> <p>11 .「自然法にもとづいて所有物の区別が成立するのではなく、むしろ人間的合意 humanum conductum -実定法的正・実定法 jus positivum - にもとづいて成立するからである。」( - , q.66, art.2, ad.1., 解)</p> <p>12 .「ここからして、財の固有的所有は自然法に反するものではなく、むしろ人間理性の考案によって自然法に付加されたものである。」( - , q.66, art.2, ad.1., 解)</p> <p>13 .「或ることは二つの仕方自然法に属するといわれる。もう一つは、それと反対のことが自然本性的に定められていないとの理由によるものであって、すべての財の共有と万人一様の自由が自然法に属するといわれるのはこの意味においてである。というのは、所有物の区別・財の私有 distinctio possessionum とか奴隷制 servitus は自然によって定められたものではなく、人々の考案 ratio によって人間生活の便益のためにつくりだされたものだからである。」(I - , q.94, art.5, ad.3., 解)</p>



## B. 「全人類の万物共有権」

「自然的正によればすべてのものは共有的である」( B 2 )

唯一絶対神を信ずることが「人皆兄弟」を行動規範とすることに相当するのなら、「良きもの」として造られた全ての事物は、あらゆる兄弟を生かすための糧となることは、論理必然的自明の理である。有神論の本正論の公言し得る唯一の価値規範は「全人類の万物共有権」だけ、実現目標もこれだけであって、これは万人の生存権に対応し、そしてこの生存権に絶対的使用権が不可分離に結ばれている。

「外的物財の使用 *usus* に関しては人は外的物財を固有のものとしてではなく、共有的なものとして取りあつかうべきである」( B 6 )

「当の物財の使用 *usus* に関しては、人間は外的な物財にたいして自然本性的な支配権を有する」( D 6、8 )

「万物の共有権」には「絶対的使用権」が対になっているのが明瞭である。事物の本性と所有に関しては人間は自然本性的な支配権を有していない( A 2、D 1 ~ 5 )と明言している以上、自然本性的使用権(のあるもの)が所有権に先行し、所有権に起因する相対的使用権に優先するものと理解しなければ、整合性が保てない。

絶対的使用権の裏付けは、それが人間の創造自体に由来する( D 7 )からであり、また、絶対的使用権は生存権に伴うからである( - , q.66, art.1, ad.1 ; art.2, resp. ; D10 )。使用権を所有権の枠内で相対的にしか理解しなかったトマスの所有権の「伝統的解釈」では決して見出し得なかったことが、トマスの原典自体に見事に表れていることを特記しなければならない。これは「私有共用」ではなく、將に「共用私有」と表さなければならない一大転換である。「共用私有」と表現する理由は、現代のように一物たりとも権利義務関係から自由なもののない社会にあっては、「全人類の万物共有権」がもし各自の私的所有権の形で例外なく実効化されていなければ、空虚な観念に留まるのが関の山だからであり、この意味で各個々人の生存権を意味する絶対的使用権は、相対的使用権にすぎない私的所有権によって保証されていなければならないからである。但し「共用私有」の場合に「私有」が認められるのは第一義的に、各個々人の「生存権」を前提とし、それを充足する限り、それを保証するため、であることが根本的な相違である。伝統的解釈との差異は歴然であろう。

## C. 「中間的政治権力」(省略)

## D. 「私的所有権」

「それゆえに、人間は外的な財を自然本性的に所有するのではない」( D 2 )

生存権は所有権に優先し、前者に起因する絶対的使用権は後者に由来する相対的使用権に先行するというBで指摘した区別を前提としなければ、なぜ所有権が一義的な自然本性権でないのかが理解できなくなる。所有権のこの従属性はその淵源にも明らかである。

「自然法にもとづいて所有物の区別が成立するのではなく、むしろ人間的合意 実定法的正・実定法 にもとづいて成立する」( D 11 )

「財の固有的所有は自然法に反するものではなく、むしろ人間理性の考案によって自然法に付加されたものである」( D 12 )

「所有物の区別・財の私有が自然法に属するといわれるのは、それと反対のことが自然本性的に定められていないという理由、すなわち、人々の考案によって人間生活の便益のためにつくりだされたものだからである」( D13 )

私的所有権は、事物の本性によるものでも、人間の本性によるものでもなく、人間理性の考案によって自然法に付加されたもの *superadditur per adinventionem rationis humanae* とか、人間的合意 *humanum conductum* に基づいて成立し、実定法的正・実定法 *jus positivum* に属する、と論究され、これが社会的本性とか二次的本性を証しするものとみなされて、一定の妥当性の論拠とされた訳である。もっとも、合意、慣習、便宜 *Convention* 等々は、人間主体との関係では、それ自体が目的とはなり得ず手段としての相対的位置を占めるにすぎないから、私的所有権は従属的位置を出るものではなく、生存権等のより基本的権利と区別しないでこれを絶対化すれば、私的所有権の成立根拠を否定し、社会秩序の整合性をも放棄することになるのは当然のことである。

以上少しく「物財の使用に関する自然本性的支配権」は、生存権に対応するものと所有権に派生するもののように多義的であって、この差異を明確に区別して初めてトマスのテキストに整合的理解が得られることを指摘した。しかしこれには反証がない訳ではない。例えば、

「.....金持ちが当初は共有的であった物財をさきに占有した上で、それを他の人々に分与したならば、不当なことをしたとは言えない.....」( - , q.66, art.2, ad.2 )

「あなたが親切な分配の功德をつみ、かれは忍耐の報いを受けるためでなかったら、どうしてあなたが富み、かれは乞食をするということがあろうか」( *ibid.* )

等々、どれもこれもどの部分に焦点を当てるか、どのような前提枠組で理解するかによって、その意味が正反対になる個所が多数あるからである。このような原典の評価基準は、勿論一方的な解釈とか単なる多義性の指摘は論外だから、提示された解釈が、理論的にも現実対応策としても、いかほど全関連規体に整合的であるか、即ち、普遍妥当的であるかという一事である。とすれば、「私有共用」に代る「共用私有」の意味するところが、たとえ人類構成員に普遍的に妥当する秩序の再構築という一大構造変革を必然化するものであっても、正義と公正を実現する整合的解釈を選択しなければならないのは明白だろう。トマスは体制擁護論ではなく、(意図せざるものであったかも知れぬが)“革命原理”を展開したとなれば、論理整合性が保てなくなることは以上に了解されるであろう。

最後に、右側左側のいずれを通行するかは偶有的ではあるが、社会的営為には何らかの制度規範は不可欠であること、そして資源の分配とルールの偶有性もこの意味においてであることを書き添えておく。

## 第二節 若干の帰結 むすびにかえて

以上に展開した私的所有権の論証についての抄録がもたらす直接的、派生的帰結を、次に紙幅の許す限り書留め、むすびに代えたい

1. 私的所有権制度とは、特定事物の實際上無限に存在する関連の中から、特定人間主体に限り独占排他的支配権を許容する法制化された規範である。社会構造の成立基盤の

根底にあればある程、それが意味する支配の構造をもその妥当性をも疑問視し対象化することは稀でしかないが、それが偶有的規定でしかないことを自覚することが、少なくとも普遍的価値規範の定立を志向する科学者及び宗教者の責務であり、正義と公正に基づく秩序再構築への大前提である。

- 2．私的所有権の偶有性の自覚という新秩序構築への第一歩は、事実規定の充全たる分析枠組の設定と事物（含人間本性、即ち、基本的人権）の究極的価値理念の涵養をもって初めて可能となる。
- 3．私的所有権の論証は、それが差異的現実を正当化しようとするものであっても、個別性への一般原理はあり得ないから、原理的に不毛な試みである。代って、方法論的普遍性を旨とする科学と、価値論的普遍性を旨とする宗教の志向する唯一の命題は、正義と公正に基づく、即ち、全帰属主体に普遍的に妥当する、新秩序の定立である。
- 4．諸基本的価値の中、「神の絶対主権」は、操作的には、不要である。それが不可知的価値であり、具体的、実際的にはあらゆる被造物の本性充足の実態に確認されるべき事柄だからである。
- 5．事実の多元的規定枠組を背景とすれば、私的所有権と市場経済を初め、あらゆる社会的営為の権利帰属の実態は、何と恣意独断的で一方的であるかが瞭然となる。外部経済機制を全面的に利用し成果の独善を許容していながら、それを自覚さえしないのは、諸経済活動のみではなく、近代科学と近代市民社会全体を支配する偏狭な還元主義、個人中心主義、の蒙昧であることを断っておかねばならない。私的所有権であれ何であれ、真の普遍妥当性の再定立は、これら偶有的支配構造下に抑圧潜在化されている帰属関係を顕在化させ、価値論的、マクロ集团的視点から一層整合化し、そのための基本原則をも一層妥当なものとするのである。

#### 【註】

- (1) 川島武宜『所有権法の理論』岩波書店、1949、40。
- (2) 辻村江太郎『経済政策論』筑摩書房、1977、40。宇沢弘文『近代経済学の再検討』岩波書店、1977、163。
- (3) 日本国憲法第二十九条。民法第二〇六条、及び、川島『前掲書』所収諸定義、1-3。
- (4) 経済社会学会第26回大会報告「社会科学と普遍的主体形成の不可欠性」及び「D D への認識論的前提条件 現行秩序が偶有的規定でしかない事実立脚する必要性に関連して 抄録」『経済社会学会年報』第13巻、1991、を土台とする本稿は、前稿「私的所有権の人間本性性とその帰結 抄録」『サピエンチア』第26号、1992、と共に「私的所有権の偶有性」を立証し、次稿「市場経済の恣意性」と併せて、現代資本主義体制が構造的不合理性を脱却するには構造的変革の不可欠性の認識が前提となることを、論証するものである。
- (5) 徳永恂「全体性問題への志向 G・ルカーチ」『現代批判の哲学』東京大学出版会、1979、他。
- (6) L. Wittgenstein, *Tractatus Logico-Philosophicus*. London, Routledge & Kegan

- Paul, 1922, 1-1. 奥雅博訳「倫理哲学論考」『ウィトゲンシュタイン全集1』大修館書店、1975、10-120。
- (7) W・M・スプロンデル編『社会理論の構成』木鐸社、1980、208。C・W・スミス『社会学的批判理論』新曜社、1984、3。広松渉『世界の共同主観的存在構造』勁草書房、1972、他。西山俊彦「“もの”の諸相と価値基盤」『サピエンチア』第17号、1983、1-19、他。
- (8) 西山俊彦「科学的社会学定立への基本要件 - 現代『社会の危機』と『社会学の危機』超克への一提題」『ソシオロジ』第35巻第1号、1990、71 - 89。
- (9) 公文俊平『社会システム論』日本経済新聞社、1978、2-13。
- (10) 『コリント人への第一の手紙』第3章第6節。「風が吹けば桶屋はもうかる」は多元的規定論理を扱ったもの。人知を超えた帰属関係は「天与の恵み Gnadengabe」と表現されるが、もしも人間主体が尊厳の原点としての人格 Persona と理解されるのなら、比喩的類比的に、「(父なる)神の恵」となるであろう。
- (11) 西山俊彦「前掲論文」1992。
- (12) G・ラートブルフ「法哲学」『著作集第一巻』東京大学出版会、1961、301。川島武宜『前掲書』、6。
- (13) 西山俊彦「基本的人権と人間本性 理念史と事実史への予備考察」『サピエンチア』第21号、1987、1-26、“Persona significat id quod est perfectissimum in tota natura, scilicet subsistens in rationali natura ペルソナとは理性的本性を具えた自律的実体”(S. Th. I, q.29, art.3, resp.)と定義され、これら Substantia 実体、Individuum 個体、Rationalis naturae 理性的本性、という三構成要素に応じて、……「補助性の原理 Principium Subsidiaritatis」,「共通善(優先)原理 Principium Boni Communis」と「人間本性の規定に基づく序列的価値規範」が導入された。
- (14) 木下明「人間の誕生と法律」、阿南成一編『法学入門』青林書院新社、1977、3。長尾治郎「人生の終えんと法律」、『同』206。
- (15) 学問真理、芸術、道徳、宗教の領域において、真、善、美、聖、という絶対的枠組に規定される超越的価値であって、他者の媒介、上下の関係を許さぬ神聖かつ自己目的的な「人格的生命」がこれである。A・フェルドロース『自然法』成文堂、1971、124-131。ラートブルフ『前掲書』、294。J・マリタン『人権と自然法』エンデルレ書店、1948、2-5。
- (16) 「すべての人が自己の所有権により生活できるという条件の下においてのみ、各人は所有権を持っている。……たとえ単に唯一人でも人が所有権から除外された場合、その所有権は社会の中において存在する根拠を失うことになる。」ラートブルフ『前掲書』、308。
- (17) 生存権は「本質的本性」に、所有権は「表現的本性」に、いずれも相対的に関わるのが適確な表現ではあるが、本稿ではこれを、便宜的に、「絶対的使用権」と「相対的使用権」と表記した。
- (18) 従って、操作的には、「神の絶対主権」という価値規範は不可欠ではない。
- (19) 但し、乱数表の論理に明らかのように、相互に偶有的にしか生起しない事象を全体として見れば、相互に偶有的でしかないという必然性が支配していなければならないように、(可視性の識闘を超える)異なった枠組を適用することによって、いかなる現象も偶然的、必然的、運命的、摂理的、……事実として規定され得る。「天与の恵み Gnadengabe」と了解する機制もこの一つである。